

# 令和8年度和歌山県地域運営組織コーディネーター設置業務委託仕様書

## 1 業務名

令和8年度地域運営組織コーディネーター設置業務委託

## 2 業務目的

和歌山県（以下「県」という。）では、人口減少の加速とともに、地域社会においても、コミュニティの希薄化や支え合い機能の弱体化が生じることが予測される。これらの状況を乗り越えるためには、地域社会を支える様々な主体による連携が不可欠であり、また、これら地域社会の維持・活性化のためには住民が主体となった組織づくりが必須である。

これらの地域づくりを全県において促進するために、専門人材として和歌山県地域運営組織コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を設置し、地域運営組織（以下「RMO」という。）の立ち上げや既存組織の運営・再構築における支援等を行うことを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 4 業務内容

次の（1）～（4）の業務を行うこと。

なお、活動エリアについては、別表1のとおりとする。

### （1）市町村等への伴走支援

支援を希望する市町村において、RMOの新規設立及び既存RMOへの再構築や過疎対策に係る事業の立案等に対して必要な支援（先進事例調査、説明会、住民アンケート、ワークショップ、ファシリテーションの実施など）について、実施に係る方針、内容やスケジュールを決め、県及び当該市町村の確認を得たうえで実施すること。

なお、実施に当たっては、必要に応じて、若者や女性、外部関係者など多様な主体が参加する工夫を施すこと。

また、専門的事項については、可能な範囲で外部の専門家を招聘しても構わない。

### （2）市町村等の過疎対策に係る会議等でのアドバイザー業務

活動エリア内の市町村やRMOから会議等でのアドバイザー派遣の要請があった場合、会議に出席の上適切な助言等を行い、申請主体の継続的な組織づくりに寄与すること。

### （3）市町村へのヒアリング

県内全域でRMOが構築され、持続的な運営が図られるよう市町村を訪問すること。

- ・訪問先：別表1のとおり
- ・訪問回数：各市町村1回以上

- ・実施内容：RMOに関する制度説明、現在行っている地域づくりに関する取組内容や課題の聞き取り等
- ・その他：訪問先については、県から提供する市町村担当課一覧を基に直接連絡を取って訪問すること。

#### (4) 市町村職員等向け研修会の開催

県内では、全国的に見てもRMOの設立数が少ない状況にある。

こうした状況を踏まえ、RMOの設立が全県に促進されるよう、次のとおり研修会を開催すること。

- ・対象者：自治体職員、集落支援員、地域おこし協力隊、NPO法人職員等
- ・開催場所：別表1のとおり
- ・開催回数：1回

### 5 本業務の対象地域

本業務の対象地域は、和歌山県過疎地域等政策支援員設置要綱第3条に基づく、「過疎地域その他条件不利地域を有する市町村又は人口急減地域を有する市町村」とする。

なお、「過疎地域を有しない区域（条件不利地域又は人口急減地域を有する市町村に限る。）」の支援業務に従事する時間の合計が「過疎地域を有する区域」の支援業務に従事する時間の合計を超えないこと。

### 6 コーディネーターの委嘱及び公表等

県は、コーディネーターについて、「和歌山県地域運営コーディネーター設置要領」により委嘱する。

また、県は、コーディネーターについて、県ホームページに掲載して公表する。

### 7 活動日数

月16日、1日あたり7時間45分程度の勤務量を目安とします。

### 8 定期的な面談の実施等

- (1) 月に1回以上、業務活動について県と話し合う面談を行うこと。
- (2) 県が主催する地域づくりやまちづくりに係る研修会に積極的に参加すること。

### 9 報告書の提出

- (1) 毎月の業務完了後に、業務月次実績報告書を翌月10日までに提出すること。  
業務月次実績報告書に当月の日報、当月の活動経費支出整理表、支出の根拠資料（領収書や契約書の写し等）を添付すること。
- (2) 全ての受託業務完了後、業務完了報告書を3月31日までに提出すること。

## 10 留意事項

- (1) 法令を遵守し、法令の規定に基づき業務を遂行すること。
- (2) 業務実施にあたり、随時県へ進捗状況の報告を行うとともに、今後の方向性等を確認するため、定期的に県と協議を実施すること。
- (3) 県から業務に関する指示、問い合わせがあった場合、速やかに対応すること。
- (4) 本業務の実施にあたって生じた収入がある場合は、その額を委託料から控除すること。
- (5) 活動に要する経費の取扱いについては、事前に県と相談、協議を行い、疑義のある場合は県の承諾のうえで活動費を支出すること。
- (6) 本事業の実施にあたって取得した物品は県に帰属するものとし、過疎地域等政策支援員の任期終了後は県に返却すること。
- (7) 業務上において、受託者が得た画像、作成された文章・画像に係る著作権は県に属するものとする。また、コーディネーターは上記成果品に係る著作人格権を行使しないものとする。
- (8) 事故等のトラブルが発生した場合は、速やかに県に報告することとし、受託者において事故処理、示談、和解等について対処すること。
- (9) 本事業は公費が財源であることを理解し、業務実施にあたり、良識ある行動を心がけること。
- (10) コーディネーターは、本業務により知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務終了後も同様とする。
- (11) 本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、県と協議の上、業務を進めるものとする。

別表1（「4 業務内容」関係）

活動エリアについては、下記を原則とする。

なお、(4)については、活動エリア＝開催地として考えるものとし、参加者の所属自治体は活動エリアに縛られないものとする。

紀北・紀中	紀南
和歌山市、海南市、紀美野町、紀の川市、岩出市、橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町、有田市、湯浅町、広川町、有田川町、御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町	田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町、新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町